

令和6年第11回  
笠間市農業委員会総会会議録

令和6年11月28日 開会  
令和6年11月28日 閉会

笠間市農業委員会

令和6年笠間市農業委員会第11回定例総会

〔令和6年11月28日〕

- 
- 日程第1 議事録署名人の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第6 議案第4号 非農地証明願について  
日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について  
日程第8 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について  
日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第6 議案第4号 非農地証明願について  
日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について  
日程第8 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について  
日程第9 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

---

出席委員

2番	高野尚夫君	11番	鶴田英樹君
3番	青木勝照君	12番	長谷川隆君
4番	石川馨君	13番	山口忠栄君
5番	伊藤孝洋君	14番	小沼祐君
6番	柳橋泰君	15番	込山祐一君

7番	入江保夫君	16番	大橋正義君
8番	長谷川愛子君	17番	佐藤清章君
9番	國谷博隆君	18番	田山悦子君
10番	菅井亘君	19番	永田良夫君

---

#### 欠席委員

1番 塙博光君

---

#### 出席説明員

農業委員会事務局長	福島猛君
農業委員会事務局長補佐	島田耕一君
農業委員会事務係長	松本高彦君

---

午後1時43分開会

#### 開会の宣言

○議長（永田良夫君） ただいまから令和6年第11回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員18名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

---

#### 議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、12番長谷川隆委員並びに13番山口忠栄委員を指名いたします。

---

#### 会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

---

## 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第 3、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の109、110について、議席番号 2 番、10番委員より調査報告を願います。  
10番。

○10番（菅井 亘君） 番号109について、調査の結果を報告いたします。

11月17日、指名調査委員、申請人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、この議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、国道 5 0 号線滝川交差点から北に 5 キロメートルほど直進しまして、県道の真端水戸線沿いにございます。

申請内容は、贈与による所有権の移転でございます。

譲渡人は、職業柄、維持管理が困難であるということで、譲受人にお渡しすることになりました。譲受人は、耕作管理を長い期間しておりました。継続して耕作を行っていくということで、自宅の近くで作業も容易であるので、受けることになりました。譲受人は農機具もほぼ一式保有しております。

家族等も一緒に従事する予定になっております。

以上の理由で、農業経営について許可相当と判断いたしますので、よろしく審議のほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 2 番。

○2番（高野尚夫君） 番号110について、調査の結果を報告いたします。

11月22日午前 9 時より、指名調査委員 2 名で申請地を調査してまいりました。代理人は遠方のため、電話にて確認しました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道 1 号線、片庭丁字路を城里町方面に右折し、400メートルほど行った右側にありました。

申請理由は、贈与による所有権の移転です。

譲受人の申請事由は、高齢の兄に代わり、引き続き耕作する。譲渡人は、高齢になったためということです。

この申請については、耕作を目的とした贈与による所有権の移転であり、兄が丈夫なうちは、一緒に耕作するということです。

関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の111について、議席番号 7 番、16番委員より調査報告を願います。

7番。

○7番（入江保夫君） 番号111について、現地調査結果を報告いたします。

11月21日、指名調査委員全員と譲受人立会いの下、現地調査を行いました。

申請場所は、田上農村集落センターの西側で、北関東自動車道の付近の7筆です。

申請所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請理由として、譲受人は規模拡大、譲渡人は、譲受人の要望に応じるということです。権利は有償による所有権移転です。

譲受人は、地域の大規模農家で、農業機械の一式をそろえています。

申請書類も完備されており、許可相当と判断しました。御審議をお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の112について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号112番について、調査の結果を報告いたします。

11月20日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。譲受人、譲渡人については、電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請場所は、県道30号、涸沼川の橋を水戸方面に100メートルほど行った県道沿いにありました。

譲受人申請理由は、現在耕作している土地に隣接し、耕作に便利のため。譲渡人は、耕作が困難なためとしております。

取得後の耕作地利用計画は、栗を栽培するとのことです。権利関係は、有償の所有権移転です。

また、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。

関係書類についても完備されており、許可相当と認められますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の113、114について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

9番。

○9番（國谷博隆君） 番号113につきまして、調査の結果を報告します。

11月22日午前10時30分より、指名調査委員と代理人立会いの下、現地の調査を行いました。申請地、申請人は議案書のとおりです。

申請場所は、県道193号線小原神社の交差点を内原方面に約1キロメートル行った左側の原坪公民館の脇の畑でした。これは新規就農で、自給的な栽培をしたいということのようです。栗が畑に12本ほど植わっておりまして、家庭菜園として購入する予定だということでの農地の売買でした。栽培技術については、地元の人々の指導を受けながら農業をす

るということですが。

そういうことで、書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、114番。

同じく、22日午前11時より、指名調査委員2名と譲受人と譲渡人の立会いの下に現地調査を行いました。申請地、申請人、申請場所は議案書のとおりです。

申請場所は、小原本内のJRの踏切を渡りまして、右へ100メートルぐらい行って、さらにそこを左へ200メートルぐらい行った水田地帯でした。2筆ありました。

譲渡人は、高齢のため農業ができないので、近所の専業農家に売り渡したい。譲受人は、規模拡大のため購入するということでした。譲受人は専業農家で、農業機械等もそろっており、規模拡大をするということですが。

書類も整っており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の115について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

12番。

○12番（長谷川 隆君） 番号115について、調査結果を報告します。

11月26日、指名調査委員2名、譲受人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、国道355号線、平沢石油店から東に約500メートルの地点です。桜川の隣にある畑です。

譲受人の申請理由は、経営規模拡大。譲渡人の申請理由は、要請により譲り渡すということですが。

耕作については、粟栽培を行うそうです。農機具について、トラクター、草刈り、その他機械を所有しています。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の106、再審議分について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

7番。

○7番（入江保夫君） 番号106は、先月申請された農地法第5条、番号122と同一の場所の再審議の案件です。

11月21日、指名調査委員全員と栽培者の立会いの下、現地調査を行いました。

申請場所は、国道50号線稲田交差点を笠間方面に100メートル進んだ右側です。

申請所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請理由は、営農型太陽光発電施設の区分地上権の設定です。

今回、一時転用の期間の再申請期限が遅れたことに対し、始末書が提出されています。

申請書類は完備されており、特段の問題はないと思われまます。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明いたします。

番号の109から115につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

○9番（國谷博隆君） 別件の会議があつて退席したいのですが、よろしいでしょうか。

○議長（永田良夫君） 9番委員、退席します。

---

## 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の17、18について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

17番。

○17番（佐藤清章君） 調査番号17、18について報告いたします。

まず、調査番号17について、調査の結果を報告いたします。

11月19日に、指名調査委員2名と代理人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭町の民間交番あさひ前交差点を南へ200メートルほど進んだ左側のヤクルト販売センターの北側です。

申請人の転用理由は、隣接する店舗の従業員駐車場としての借地依頼があり、要望に応じるとしております。

なお、当申請地を現在まで店舗駐車場用地から越境して使用していたため、始末書が提出されています。

隣接状況は、東側、南側が畑と宅地、西側が市道と雑種地、北側が市道と宅地となっています。耕作地への日照、通風等の影響はないものと見てまいりました。取水計画は、駐車場のためありません。汚水、雑排水もありません。雨水は敷地内浸透処理です。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号18について、調査の結果を報告いたします。

同じく、11月19日に、指名調査委員2名と代理人、申請人立会いで現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道平友部停車場線の筑波銀行前交差点から南へ200メートル、右折して150メートル入り、また右折して50メートル入ったところでは、

申請人の転用理由は、自己用住宅の進入路として使用するためとしております。また、畑に物置を建てて使用していたため、転用したいとしております。この件につきまして、始末書が提出されています。

隣接の状況は、東側が自己所有の雑種地、西側が宅地、南側は自己所有の畑、北側が自己所有の宅地と山林となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。取水計画はありません。汚水、雑排水もありません。雨水については、敷地内浸透処理です。

このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の17につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

番号の18につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

---

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の127、128について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

8番。

○8番（長谷川愛子君） 番号127、そして128続けて報告いたします。

初めに、番号127の調査の報告をいたします。

22日9時から、指名調査委員と代理人立会いの上で確認をいたしました。代理人は譲受人と同人でございます。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間小中学校前の道路を笠間駅に向かう300メートルくらいにある五差路を右斜め前、細道を通ったところの住宅内です。権利移転は売買。

譲受人の申請理由は、現在、笠間市内で不動産業を営んでおり、申請地に宅地造成を行い販売をしたいとのこと。譲渡人は、現在使用しておらず、要望に応じることです。資金面から見ても、実現性は認められます。境界線もきっちりと分かっております。また、委任状の添付もございます。

隣接地への農地の影響は、東側公道、西側住宅、南側住宅、北側市道。排水計画は、公共下水に接続。雨水は宅地内浸透です。

そのほか関係書類につきましても完備しており、許可相当と判断されます。御審議いただきますようお願いいたします。

続きまして、番号128番につきまして報告をいたします。

同日22日9時30分から調査委員と立会人で確認をいたしました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、石井地区にあるヤマト運輸株式会社笠間石井営業所の細い道路を入り、約50メートルの左側となっております。権利移転は売買です。

譲受人の申請理由は、自己用住宅の建設を希望。譲渡人は、要望に応じることです。資金面から見ても現実性は認められます。

隣接地への影響は、東側道路、西側宅地、南側畑、北側宅地。汚水、雑排水は公共下水に放流。雨水排水計画は、宅地内浸透の予定です。

そのほか関係書類につきましても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の129、130について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

4番。

○4番（石川 馨君） 番号129から130につきまして報告をいたします。

初めに129番について。

11月20日に、8時30分より調査委員2名にて調査をいたしました。代理人につきましては、現場にて電話をかけ、聞き取り調査をいたしました。申請人、申請地、目的等は、議案書に記載のとおりであります。

場所は、宍戸小学校体育館より北に200メートルの辺りであります。

申請理由につきましては、現在、家族4人でアパートに住んでおりますが、荷物が増え手狭になってきたため、売買にて自己用住宅地を求めるものであります。譲渡人は、要望に応じるとのことでありました。申請地は、住宅地の中に残された畑であります。

隣接状況は、東側休耕地、西側道路、南側休耕地、北側休耕地であり、問題はありません。

給水につきましては、上水道。排水計画は下水道本管への放流。雨水につきましては、浸透ますにて宅地内処理であります。

関係書類も完備されており、許可相当と考えますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、130番につきまして報告をいたします。

同じく、11月20日9時より、調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、目的等につきましては、議案書に記載のとおりであります。

場所は、いこいの家はなさか入り口より東へ50メートルのJR常磐線の手前辺りです。

申請理由につきましては、子供がまだ小さく、親のサポートが必要となるため、親の近くに自己住宅を建てるための申請であります。譲渡人は耕作ができないので、要望を承諾したということでありました。

隣接状況は、東側宅地、南側宅地と畑、西側宅地と畑、北側道路であり、問題はないと見てまいりました。

取水計画は、前面道路からの水道への接続。排水計画につきましては、合併浄化槽にて土壌拡散システムにより場内処理とのことでありました。雨水は、浸透ますを設け、及び碎石を敷き場内処理であります。

関係書類も添付されており、許可相当と見ますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の131、132について、議席番号17番、18番委員より調査報告願います。

18番。

○18番（田山悦子君） 番号131、132につきまして、調査の結果を御報告いたします。

まず、131につきまして。

11月19日に、指名調査委員2名と譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、南友部にあります笠間市児童館の交差点を北へ100メートルほど進んだところを左折し、さらに200メートルほどの右手になります。

譲受人の事由は、現在ほかの市に住んでおりますが、住環境、公共交通機関ともに便がよく、また、娘さんの住居も近いことから、当該地に自己用住宅を新築したいというものでございます。譲渡人の事由は、譲受人の要望に応え譲渡したいとしております。

権利移転の内容は売買で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、申請地の南側は道路、東側、西側、北側は休耕中の畑であり、何ら問題がないものと見てまいりました。

取水は公共上水道を、汚水、雑排水は公共下水道を利用し、雨水は敷地内処理としております。

関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、132につきまして、調査の結果を御報告いたします。

同じく、11月19日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、民間交番あさひのあります交差点を南へ道なりに250メートルほど進んだ左手のヤクルト販売友部センターの東に隣接したところでございます。

譲受人の事由は、当該地での貸店舗としての土地利用と、譲渡人の土地問題の解決との双方の要望が調ったためとしております。譲渡人の事由は、将来的に永続した営農が困難であるとし、譲受人からの要望も一致したことから、土地の有効活用を目的に賃貸したいとしております。

権利移転の内容は賃貸借で、資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、西側は住宅、南側は道路、北側は休耕地と太陽光発電所、東側は畑であります。譲渡人の所有地であり、何ら問題ないものと見てまいりました。

取水は公共上水道を、汚水、雑排水は公共下水道を利用し、雨水は計画敷地内での全浸透処理としております。

関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の133、134について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

6番。

○6番（柳橋 泰君） 番号133につきまして、調査の結果を説明いたします。

11月26日に、調査委員2名により、代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は使用貸借です。

申請地は、JR岩間駅の南側堅倉街道踏切から道路を南東に850メートル進み、その交差点信号から北東に300メートル入ったところです。

譲受人の申請事由は、自己住宅を建築するに当たり、進入路として利用するためというものです。譲渡人の申請事由は、相手の要望に応え、進入路として使用貸借するためというものです。進入路には砂利碎石を敷き、雨水、排水は敷地内浸透する計画です。

東側雑種地、西側畑、南側山林、北側道路で、周辺農地への日照、通風等の影響はありません。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号134につきまして、調査の結果を説明いたします。

11月26日、調査委員2名により、譲渡人の代理を兼ねた譲受人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、JR岩間駅の北側川根街道踏切から県道30号線を東に300メートル進んだ信号交差点を左に200メートル進んだ宅地の介在するところの土地です。

譲受人の申請事由は、現在、土浦市内のアパートに住んでおり、夫婦共働きです。そのため、子供たちの送迎等、岩間地区在住の両親に協力してもらうことが多々あり、負担をかけていました。申請地は親も近く、その他要望が合致したため、自己用住宅の建築を計画したというものです。譲渡人の申請事由は、休耕地で維持管理に努めるだけの土地であり、高齢になり、体の負担も金銭的な負担も大きく、今後管理できないことから、資産整理したいとの考えで、要望に応じるというものです。

取水は市上水道から、汚水、雑排水は市下水道に排水し、雨水は浸透ますにて敷地内浸透処理する計画です。

東側は公道、西側は休耕の農地、南側は宅地、北側は公道で、周辺への日照、通風等の影響はないものと見てまいりました。資金計画は、借入金によるものです。

なお、現在、土地分筆依頼中とのことでした。

そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の135、136及び137について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。3番。

○3番（青木勝照君） 135から137まで続けて御報告いたします。

まず、調査番号135番ですが、11月23日、指名調査委員と譲受人及び譲渡人の立会いの上、

現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線の上町の十字路を愛宕神社に向かい500メートルぐらい行った参り坂十字路を左に曲がり、250メートルぐらい行ったところの丁字路を右に曲がったところの土地です。

譲受人の申請理由は、自己住宅建設です。譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

取水は公共上水道を使用し、排水は公共下水道を使用します。雨水は敷地内浸透ます処理です。

隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。計画面積は、必要最小限の面積と考えます。

権利関係は、売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号136番について調査結果を報告いたします。

11月23日、指名調査委員と譲受人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、ひので酪農協同組合岩間事業所の反対の丁字路を西に向かい、100メートルぐらい行った右側の土地です。なお、始末書の添付があります。

譲受人の申請理由は、越境して建設してしまった土地の更生のためです。譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

取水、排水の使用はありません。雨水は敷地内浸透処理です。

隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。計画面積は、必要最小限の面積と考えます。

権利関係は、売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号137番について調査結果を報告いたします。

11月23日、指名調査委員と譲受人及び譲渡人の立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、JR岩間駅から岩間消防署に向かい、県道上吉影岩間線と県道茨城岩間線の交差する十字路を第一東宝ランド地内を越えて、地区界から100メートルぐらい行った右側の土地です。なお、この土地は、令和6年8月に農振農用地から除外した土地です。

譲受人の申請理由は、自己住宅建設です。譲渡人は相手の要望に応じるとのことです。

取水は公共上水道を使用し、排水は公共下水道を使用します。雨水は敷地内浸透処理です。

隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。計画面積は、必要最小限の面積と考えます。

権利関係は、売買に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の122、再審議分について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。  
7番。

○7番（入江保夫君） 申請番号122は、先月申請された再審議の案件です。

11月21日に、指名調査委員全員と栽培者の立会いの下、現地確認を行いました。申請所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

一時転用期間の申請期限が遅れたことで始末書が提出されています。

先月の総会では、申請者が当初計画どおり榊栽培をされていないことから、農業委員会より申請者へ3点の質問事項について回答を求めました。

ちなみに、3点の事項としましては、まず1点目、営農型太陽光発電施設の下部農地へ、当初営農計画に基づき実施されなかった理由。2点目、今回営農計画書では、ルートラップによる栽培へ変更することにより、排水不良と見受けられるほ場において、根腐れは生じないか、根腐れ対策を行うのか。3点目、前回、申請時の雨水対策について、敷地内自然浸透となっていたが、土水路、貯水槽を設ける計画となっていた。現地の状況を見ると、排水不良が見られ、現在設置されているポットも生育不良となっている。今後どのように水位のコントロールを図るのかということ、以上3点について現地確認をしました。

ここで、しばし休憩をお願いします。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後2時23分休憩

---

午後3時05分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

事務局より、農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の135及び137につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の127、133及び134につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

---

#### 議案第4号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の7、8について、議席番号2番、10番委員より調査報告を願います。

2番。

○2番（高野尚夫君） 番号7、8については、隣接であるため、両方同時に調査の結果を報告いたしたいと思います。

11月22日午前9時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間市片庭のゴルフ練習場の西側200メートルの高台にありました。申請地は、約30年前から耕作放棄地になり、現況は、雑木と篠が生い茂っており、非農地であることを確認してきましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第4号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

---

#### 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に

よる農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田 耕一君） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について御説明申し上げます。

議案書につきましては、10ページから14ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が8件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が3件、賃貸借権の設定が5件となります。合計20筆、6万8,292平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書10ページから14ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

○6番（柳橋 泰君） すみません、一つ確認なのですが、例えば11ページで、79番で。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後3時10分休憩

---

午後3時13分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

そのほか意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

---

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田 耕一君） 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、15ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が1件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が1件となります。合計6筆4,761平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書15ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（機構・受け手間契約）について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号（機構・受け手間契約）は原案どおり決定されました。

次に、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）を議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（島田 耕一君） 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）の内容を御説明申し上げます。

議案書につきましては、16ページから17ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、利用権の設定が4件となります。権利関係は、賃貸借権の設定が4件となります。合計4筆、1万703平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書16ページから17ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積等促進計画案（一括契約）は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちにお諮りいたします。

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について（一括契約）について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号（一括契約）は、原案どおり決定されました。

---

#### 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第9、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。

議案書につきましては、18ページから21ページになります。

番号130、131は、当該農地の耕作をやめるため合意を解約するものです。

19ページになります。

番号132は、売買のため合意を解約するものです。

番号133は、耕作者を変更するため合意を解約するものです。

20ページになります。

番号134は、道路買収による分筆のため合意を解約するものです。

番号135は、耕作者死亡により合意を解約するものです。

21ページになります。

番号136は、売買のため合意を解約するものです。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

---

## 閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で、提出議案の審議は全て終了いたしました。  
これにて、令和6年第11回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。  
御苦労さまでした。

午後3時20分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

12番 委 員

13番 委 員